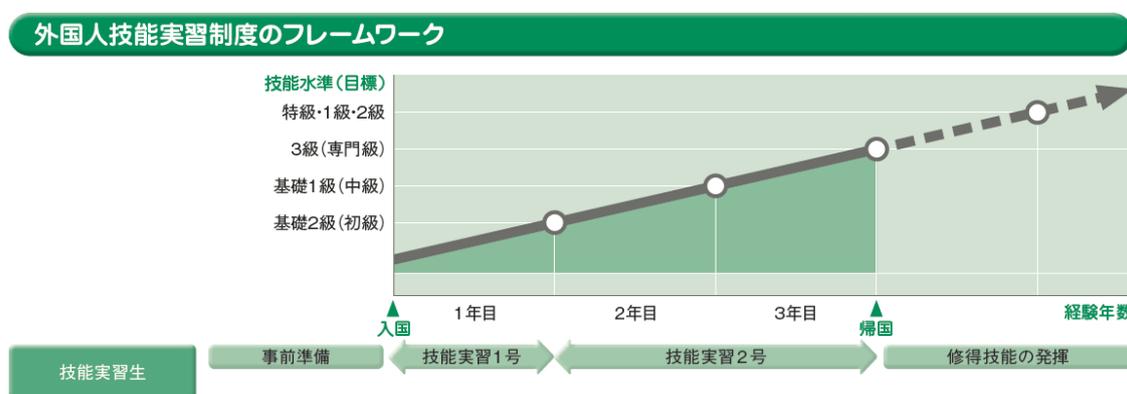


『外国人技能実習制度』について

外国人技能実習制度は、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に貢献することを目的に 1993 年に創設された。最長 3 年間開発途上国の青年（18 才以上）が日本の民間企業で技能等を修得する仕組みである。

そもそも「技能実習」とは在留資格の一つである。日本に入学・在留する外国人は、原則として、出入国管理および難民認定法（入管法）が規定する在留資格のうち、いずれか一つを有する必要があるが、その一つが「技能実習」である。具体的には、入国後 1 年目に技能等を修得し、2 年目と 3 年目に修得した技能等を習熟する活動をいう。具体的なフレームワークは下図とおりである。

《外国人技能実習制度フレームワーク》



日本に在留する技能実習生は 2015 年 12 月末時点 192,655 人で、在留外国人の約 8.6% を占めている。2005 年以降の技能実習生・研修生数の推移を見ると、いわゆるリーマンショックの影響等を受け、2008 年をピークに減少する傾向にあったが、2011 年から増加傾向にある。国籍別では、中国 46.2%（2015 年末 53%）、ベトナム 29.9%（同 24.9%）、フィリピン 9.2%（同 8.6%）、インドネシア 7.9%（同 7.6%）、タイ 3.2%（同 3.0%）、その他 3.6%（同 2.9%）となっている。中国の割合が高いが、近年、ベトナムをはじめとするアセアン諸国からの受入れが増加している。

技能実習で携わる職種・作業は、農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属等多岐にわたるが、「技能実習 2 号」に移行可能な職種・作業は、2016 年 11 月現在 74 職種 133 作業となっている。

技能実習生の受入れ方法は、海外の現地法人等の職員を受入れる「企業単独型」と商工会議所・中小企業団体等の営利を目的としない団体（監理団体）が実習生を受入れ、傘下企業等（実習実施機関）で実習を行う「団体監理型」がある。

「団体管理型」の技能実習生の受入れにあたっては、まず、管理団体・実習実施機関が

送出し国や送出し機関についての情報を収集し、選定・契約した上で、技能実習生の選抜を行う。具体的には、A 国の送出し機関と契約した監理団体が技能実習生を選考する場合は、まず、A 国の送出し機関が、監理団体・実習実施機関からの求人に基づき、複数の候補者を選考した上で、監理団体・実習実施機関が実際に A 国に赴き、候補者の最終選考（書類審査、筆記試験、実技試験、面接試験）を行う。

また、技能実習の実施にあたっては、人材育成の観点に立って、技能実習計画を策定する必要がある。特に「技能実習 2 号」への移行を予定している場合、技能実習 1 号の全期間の 4 分の 3 程度を経過した時点で基礎 2 級の技能検定、またはこれに準ずる試験（実技試験・筆記試験）に合格できるよう、年次ごとの到達目標を定め、計画的・段階的に技能等を修得・習熟できるようにする必要がある。なお、技能実習生が安全に安心して技能実習を行い、日常生活を円滑に送れるよう、日本語・日本での生活一般に関する知識・法的保護に必要な情報（入管法、労働関係法令等）および技能修得に関する知識について、一定期間の講習が法令で義務づけられている。

日本経済を持続的な経済成長軌道に乗せるために、2014 年 6 月 24 日に、安倍政権は『日本再興戦略』改訂 2014』を閣議決定した。その中には、技能実習生の技能修得や人権保護の強化等を目的とした管理監督体制の強化を前提に、「介護」等国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野の「対象職種拡大」、技能レベルの高い技能実習生に対する「技能実習期間の延長（3 年→5 年）」、優良な監理団体及び実習実施機関に対する「受入れ人数枠の拡大」を行う制度拡充策が盛り込まれている。

法務省・厚生労働省は技能実習制度見直しに関する合同有識者懇話会を開催し、2015 年 1 月 30 日に、閣議決定された政府の方針を具現化するための具体的方策として、制度管理運用機関を新設し、監理団体の許可制を導入することや「技能実習 3 号」を創設することなどを提言した報告書を公表。そして、2015 年 3 月 6 日に閣議決定した「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が国会に提出され、2016 年 10 月に衆議院を通過し、2016 年 11 月 5 日現在、参議院で審議中である*。

*2016 年 11 月 28 日に公布。

以上

二瓶美由紀

1987 年ドイツ語学科卒

国際研修協力機構（JITCO）出向中